

令和6年7月山形県大雨災害義援金の募集について（11月15日更新）

山形県では、7月25日（木曜日）からの大雨により被災された方々を支援するため、令和6年7月29日（月曜日）から令和6年12月27日（金曜日）まで、義援金を募集しております。

義援金の名称

「令和6年7月山形県大雨災害義援金」

1 募金箱の設置等

(1) 設置期間

令和6年7月29日（月曜日）から同年12月27日（金曜日）まで

(2) 設置場所

県庁ロビー、各総合支庁・地域振興局、県立図書館、文翔館、やまぎん県民ホール、山形県アンテナショップ「おいしい山形プラザ」（東京都内） 計13か所

2 専用口座

(1) 受付期間

令和6年8月1日（木曜日）から同年12月27日（金曜日）まで

(2) 専用口座

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義
山形銀行	県庁支店	普通 3140091	令和6年7月山形県大雨災害義援金
荘内銀行	県庁前支店	普通 1042388	
きらやか銀行	本店営業部	普通 2057478	

- 口座名義のカナは「レイワロクネンシチガ` ツヤマカ` タケンオオアメサイカ` イギ` エンキン」となります。
- 各行窓口での振込は、手数料が免除されます。
- **ATM、インターネットバンキングからの振込も可能です。**なお、振込手数料の取扱いは各行で異なります。（山形銀行のATM等からの振込については手数料が免除されます。）
- 全国地方銀行協会に加盟している地方銀行（[加盟銀行の一覧はこちら（外部サイトへリンク）](#)）の窓口から山形銀行及び荘内銀行の口座への振込は、手数料が免除されます。（ATM、インターネットバンキングでの振込は手数料がかかりますのでご注意ください。）
- 第二地方銀行協会に加盟している地方銀行（[加盟銀行の一覧はこちら（外部サイトへリンク）](#)）の窓口からきらやか銀行の口座への振込は、手数料が免除されます。（ATM、インターネットバンキングでの振込は手数料がかかりますのでご注意ください。）
- 上記以外の金融機関からの振込には手数料がかかりますのでご注意ください。

金融機関名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00160-7-674569	令和6年7月山形県大雨災害義援金

- 口座名義のカナは「レイワロクネンシチガ` ツヤマカ` タケンオオアメサイカ` イギ` エンキン」となります。
- 全国のゆうちょ銀行及び郵便局の窓口での振込は、手数料が免除されます。

- ATM、インターネットバンキングからの振込も可能です。なお、手数料がかかりますのでご注意ください。

(3) 税法上の取扱い

この義援金は、寄附金控除対象となります。

<個人>

確定申告の手続きをすると、義援金のうち2,000円を超える部分は所得税の寄附金控除、住民税の税額控除が受けられます。※控除には限度があります。

- 関係法令：所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号、地方税法第314条の7第1項第1号

<法人>

全額が損金の額に算入されます。

- 関係法令：法人税法第37条第3項

<留意点>

手続きには、金融機関の窓口で発行される振込金受取書（受領書）やATMで発行される利用明細書、県が発行する領収証明書等が証明書類としてご利用いただけますので、大切に保管してください。

詳しくは、[国税庁のホームページ（外部サイトへリンク）](#)をご覧ください。最寄りの税務署にご確認ください。

3 領収証明書の発行

県が発行する領収証明書を必要とする場合は、以下の依頼書を下記までご提出ください。

なお、郵送のみの対応とし、メール、FAXでの対応はしていません。

[令和6年7月山形県大雨災害義援金領収証明書発行依頼書（ワード：22KB）](#)

- 依頼書送付先）〒990-8570 山形県庁地域福祉推進課 あて
- 住所記載不要
- 110円切手を貼付し宛名を記載した返信用封筒を同封してください。

4 義援金の受付状況（11月14日現在）

受入総額 **243,938,028円** ※毎週金曜日を目途に更新します。

（日本赤十字社山形県支部、山形県共同募金会及び山新放送愛の事業団からの送金分を含む）

5 義援金の配分について

お預かりした義援金は、関係団体等で構成される令和6年7月山形県大雨災害義援金配分委員会により配分基準等を決定した後、被災市町村を通して被災者の皆様にお届けし、生活再建等に役立てられます。

なお、第1回配分委員会を令和6年10月1日（火曜日）に開催し、お寄せいただきました義援金の約9割である123,200,000円を被災市町村へ配分することに決定いたしました。この第1次配分については、速やかに被災市町村へ送金し、当該市町村から被害世帯へ交付されます。（[詳細はこちら](#)
[\(PDF : 122KB\)](#)）

6 その他

このほか、[日本赤十字社山形県支部（外部サイトへリンク）](#)及び[山形県共同募金会（外部サイトへリンク）](#)でも義援金を受け付けています。

お問い合わせ

[健康福祉部](#) [地域福祉推進課](#)

住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号：023-630-2274

ファックス番号：023-632-8176

山形県庁 県庁へのアクセス

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

電話番号: 023-630-2211(代表)

開庁時間:月曜日から金曜日の午前8時30分から

午後5時15分（祝日、休日および12月29日から1月3日を除く）

※施設によっては、開庁日・時間が異なるところがありますので、事前にご確認ください。

法人番号5000020060003

Copyright © Yamagata Prefectural Government All Rights Reserved.